

南相馬市みらい育成修学資金条例（素案）の概要について

1 条例制定の背景・理由

- (1) 本市の修学資金制度は、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し貸付ける「南相馬市育英資金貸付制度」、市立病院の医師の確保のために貸付ける「南相馬市立病院医師修学資金貸与制度」及び市内の看護師等確保のために貸付ける「南相馬市看護師等修学資金貸与制度」の3つの制度が現存する。

- ① 平成18年1月1日に「南相馬市育英資金貸付条例（旧小高町・旧鹿島町・旧原町市の各条例の規定を充たした）」を制定し、本市出身の学生又は生徒が経済的理由により修学が困難と認められる者に育英資金を貸付けし、教育の機会均等を図っている。（担当：教育総務課）
- ② 平成19年9月28日に「南相馬市立病院医師修学資金貸与条例」を制定し、将来市立病院に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図っている。
（担当：市立総合病院）
- ③ 平成25年4月1日に「南相馬市看護師等修学資金貸与条例」を制定し、将来市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の確保を図っている。（担当：健康づくり課）

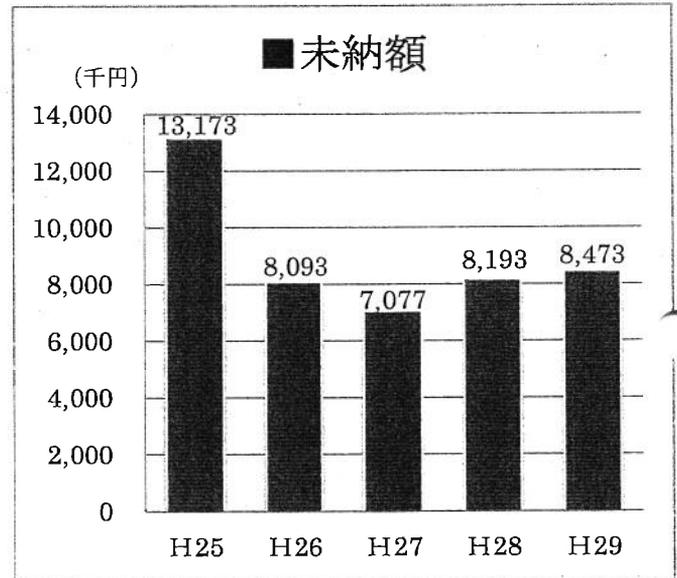
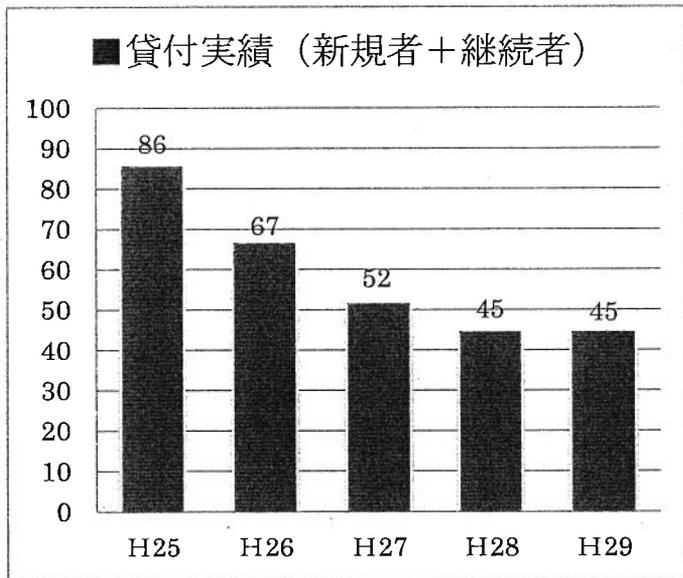
- (2) 各種修学資金貸付制度は、制度を担当する課（教育総務課、健康づくり課、総合病院）が多岐になっている。
- (3) 震災以降、人手不足の中で、特に保育需要に対応する保育士等の人材確保が困難な状況にあり、保育士等確保に向けた修学資金貸付制度を設け、対応する必要がある。
- (4) このことから、今般、育英修学資金貸付制度の見直しと新たに修学資金の給付制度を設けるとともに、新たに保育士等の人材確保を図るため「保育士等修学資金制度」を創設することに併せて、既存の貸付条例を一本化した「南相馬市みらい育成修学資金条例」を制定するものである。

※ 南相馬市立病院医師修学資金貸与制度は、市立病院の就労のみ対象とするものであることから、新設する条例から除くもの。

2 本市の育英・修学資金制度の課題

(1) 育英資金制度

- ① 育英資金は、貸与型の奨学資金のため返還義務がある。大学等を卒業後経済的事情により奨学資金を返還したくても返還することができないものがある。



- ② 国は、平成 30 年度から給付型修学資金制度を創設し、これまで以上に進学を後押ししているが、所得要件に加え、各高校に枠を設定しているため、全国・県内自治体において、国の制度を補完する制度創設を行っている。

(2) 看護師等の確保

- ① 本市の医療機関では、医師不足に比べ、より深刻な看護師不足の状況などから医療提供体制の機能が回復できていない状態が続いている。
- ② 平成 30 年 5 月 1 日時点の本市内の医療機関の看護師及び准看護師の募集数は 62 人。各医療機関では、看護師確保に向け、各方面への要請や国・県の支援を受け各種対策に努め、市立総合病院の現状では概ね充足したが、全国的な看護師不足などから市内の医療機関では十分な採用数の確保に至っていないことから、制度の継続が必要な状況にある。

(3) 保育士等の確保

- ① 平成 30 年 4 月 1 日時点の本市の待機児童は 64 人。
待機児童の要因の一つとして、保育料等の無償化により預けやすい環境が整備された反面、保育の受け皿となる保育施設等側の保育士等の不足がある。
- ② 市内の私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園では、近年、保育士及び幼稚園教諭の採用に苦慮しており、十分な採用数の確保に至っていない。

(4) 修学資金制度の窓口

本市の育英資金・修学資金制度の現状に記載のとおり、各修学資金の受付等は各担当課が行っているため、市民に分りにくいものとなっている。

2 みらい育成修学資金条例（素案）の概要

(1) 目的

この条例は、本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。

(2) 修学資金の種類・制度概要

① 育英資金貸付制度（拡充）

教育の機会均等を図るため、現行制度に育英資金の給付及び貸付金の返還一部免除制度を追加する。

※ 詳細は別添資料①のとおり

② 看護師等修学資金貸付制度（継続）

市内医療機関における看護師等を確保するため、現存制度を継続する。

③ 保育士等修学資金貸付制度（新規）

市内の私立保育士等を確保するため、新たな貸付制度を創設する。

※ 詳細は別添資料②のとおり

(3) 修学資金の窓口一本化

平成31年度	平成30年度
<ul style="list-style-type: none">・ 育英資金制度・ 看護師等修学資金制度・ 保育士等修学資金制度	<ul style="list-style-type: none">・ 育英資金制度（教育総務課）・ 看護師等修学資金制度（健康づくり課）・ 保育士等修学資金制度（幼児教育課）

3 施行年月日

平成31年4月1日

（保育士等修学資金のうち就職準備の資金の貸付に係る規定は、公布の日）

給付型奨学金制度の創設と既存貸付制度等の見直し

別添資料①

■ 既存貸付制度の概要

区分	高校	専修・高専	大学	大学 (医・獣医)
新規採用者数	H28 4名 H29 0名	H28 4名 H29 0名	H28 9名 H29 13名	H28 0名 H29 0名
貸与月額	18,000円	35,000円	48,000円	60,000円
貸与基準	学力	評定平均値 3.5以上		
	家計	父母の所得合計額が所得基準額以下であること (所得基準額=所得金額-特別控除額)		
		※学校長の発行する奨学生推薦調書が必要		
返還期間	貸付期間の3倍の期間 (最長15年)			
返還利率	無利子			
対象区分	高校、専修・高専、大学			
貸付期間	正規の修業期間			
併用	不可			
申込時期	随時			

※貸与基準は日本学生支援機構の基準を準用

■ 新制度の概要(案)

区分	給付型奨学金(新設)	貸与型奨学金(見直し)
月額	40,000円	大学(医・獣医) 60,000円 大学 48,000円 専修・高専 35,000円 高校 18,000円
基準	学力	評定平均値 4.5以上
	家計	所得基準額200万円以下
	評定平均値 3.5以上 日本学生支援機構準拠 (所得700万円以下)	
	※学校長の発行する奨学生推薦調書が必要 ※給付型は市税等の滞納のない世帯(分納納付誓約者を除く)とする ※審査会を開催し給付者を決定する	
返還期間	なし	貸付期間の3倍の期間 (最長15年)
利率	なし	無利子
対象区分	大学	高校、専修・高専、大学
期間	正規の修業期間	
併用	可	
申込時期	随時	
定員	3名	

返還一部免除制度について

- ①通常枠…貸与を受けた期間と同期間、市内に住所を有している場合、返還未済額の1/2の額を免除。
- ②看護師、保育士、介護士枠…貸与を受けた期間と同期間、市内に住所を有している場合、返還未済額の全額を免除。

南相馬市保育士等修学資金貸付制度について（概要）

1 目的

平成30年4月1日時点の本市の待機児童は64人。待機児童の要因の一つとして、保育料等の無償化により預けやすい環境が整備された反面、保育の受け皿となる保育施設等側の保育士等の不足がある。

市内の私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園（以下「私立保育園等」という。）では、近年、保育士及び幼稚園教諭の採用に苦慮しており、十分な採用数の確保に至っていない。

また、平成31年秋以降、全国的な保育の無償化が開始されることに伴い、保育士確保がますます困難になると推察される。

このことから、保育士等を目指す高校生に修学資金を貸付けし、修学期間終了後一定期間本市の私立保育園等で勤務することで貸付けした修学資金の返還を免除する仕組みを整え、保育士等の確保及び定着化を図ることを目的とするものである。

2 保育園等必要人員

	震災前		現時点		採用予定数				
	職員数	園児数	職員数	園児数	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
保育園・認定こども園	57	368	62	426	12	14	13	8	8
幼稚園	28	438	34	372	7	3	3	3	3
合計	85	806	96	798	19	17	16	11	11

【過去の採用数】

H28年度 採用予定数13人に対し、応募者数8人・採用者数8人・・・5人不足

H29年度 " 20人に対し、応募者数15人・採用者数15人・・・5人不足

H30年度は、19人の予定に対し、8人を採用している。

南相馬市保育士等修学資金貸付制度について（概要）

1 県・市の制度について

	南相馬市保育士等修学資金貸付制度	福島県保育士修学資金貸付制度
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等に修学する者で、卒業後、直ちに市内の私立保育園等で勤務する意思のある者 ・住所要件は問わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民又は他県から県内の保育士養成施設に入学する学生であって、養成施設卒業後、県内において保育士として勤務しようとする者 ・住所要件は問わない。
予定人数	10人（過去3年間の市内高校から養成学校への進学者数） （H30年度分は就職準備金の実施 対象者数5人）	定員40人
就職先	市内の私立保育園、私立幼稚園、私立認定こども園及び私立小規模事業所	県内の保育所
養成学校	養成学校の所在地は問わない。	県内の保育士養成学校に修学すること。
修学資金	総額200万円以内	総額160万円以内
	授業料相当 月額5万円以内（短大等授業料の半額程度）	授業料相当 月額5万円以内
	入学準備金 40万円以内（短大等の入学金の上限額程度）	入学準備金 20万円以内
	就職準備金 40万円以内（県が潜在保育士を対象に実施している就職準備金貸付制度40万円と同額）	就職準備金 20万円以内
	無利子	無利子
返還免除	市内の私立保育園等で5年勤務で免除	県内の保育園等で5年勤務で免除
その他	福島県保育士修学資金制度との併用不可（市の育成資金や日本学生支援機構からの借入れを除く。）	他の同種の修学のための資金の併用不可（日本学生支援機構からの借入れを除く。）

・矢吹町：就職準備金貸付制度 30万円（2年間勤務で返還免除） ・福島市：県外からの保育士就労支援補助 最大20万円

2 保育士等修学資金貸付け等の予定額

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
対象者及び 修学貸付額 【入学・就職 上乘せ型】	2 年生 就職 5 人×40 万円=200 万円	1 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円 2 年生 就職 10 人×40 万円=400 万円	1 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円 2 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円	1 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円 2 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円	2 年生 授業 10 人×100 万円=1, 000 万円
予算額	200 万円	1, 400 万円	2, 000 万円	2, 000 万円	1, 000 万円

備考

1 年生 授業：授業料 60 万円（月額 5 万円×12 月）＋入学準備金 40 万円＝100 万円

2 年生 授業：授業料 60 万円（月額 5 万円×12 月）＋就職準備金 40 万円＝100 万円

2 年生 就職：就職準備金 40 万円

南相馬市みらい育成修学資金制度一覧

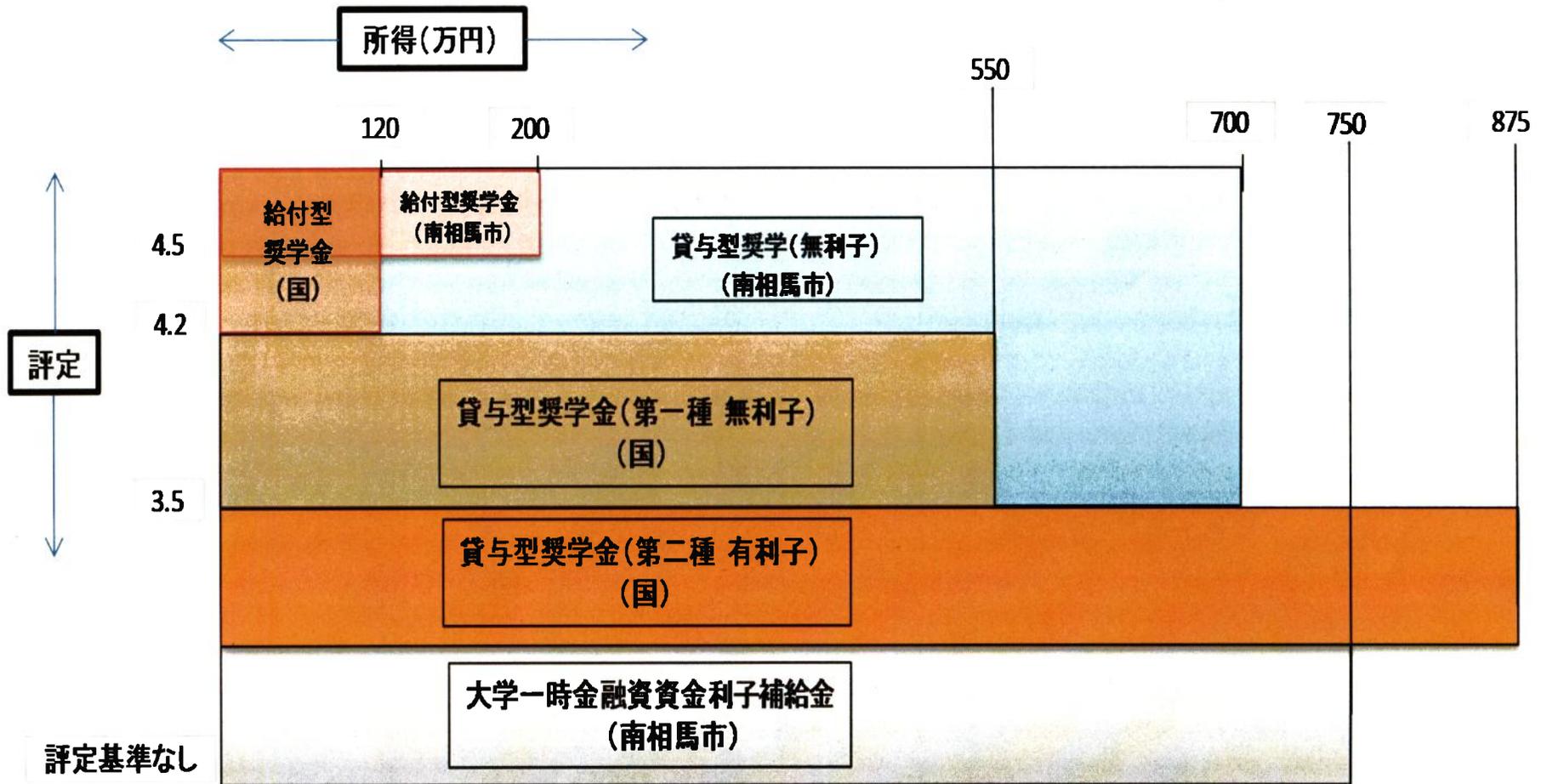
南相馬市修学資金制度

条例目的	この条例は、本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。			
制度名	給付 修学資金給付制度(新規)	貸付 育英資金貸付制度(拡充)	貸付 保育士等修学資金貸付制度(新規)	貸付 看護師等修学資金貸付制度(継続)
制度目的	南相馬市出身の学生であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して修学資金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	南相馬市出身の学生又は生徒であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	保育士等を目指す高校生に修学資金を貸付けし、修学期間終了後一定期間本市の私立保育園等で勤務することで貸付けた修学資金の返還を免除する仕組みを整え、保育士等の確保及び定着化を図ることを目的とする。	看護師、准看護師、保健師及び助産師を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与することを目的とする。
対象の学校・課程	大学	大学、短大、高専、専修学校、高校	保育士及び幼稚園教諭の養成施設	保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成施設
金額	月額40,000円	大学(医師・獣医師) 月額60,000円 大学(短大含む) 月額48,000円 高専・専修 月額35,000円 高等学校 月額18,000円	①授業料相当 月額50,000円以内 ②入学準備金 40万円以内 ③就職準備金 40万円以内 総額 200万円以内	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師の養成施設】 授業料相当の資金:月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金:月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額56,000円以内 ③入学資金 入学金として納める額
支給期間	正規の修業期間	正規の修業期間	正規の修業期間	正規の修業期間
募集人数(年間)	3名(予定)	大学(医師・獣医師) 2名 大学 19名 高専・専修 3名 高等学校 1名	10名(予定) (H30年度は就職準備金のみ 5名(予定))	30名(ただし予算の範囲内とする)
成績要件	評定平均4.5以上	評定平均3.5以上		
予算年額	【平成31年度】 1,440千円	【平成30年度】 新規者:13,860千円 継続者:20,160千円 合計:34,020千円	【平成30年度】 2,000千円 【平成31年度】 14,000千円	【平成30年度】 新規者:37,970千円 継続者:31,372千円 合計:69,342千円
資格・条件	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者 ⑤国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の給付を受けていない者	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④国、県または、ほかの団体より同種類の奨学資金の貸付又は給付を受けていない者	①養成施設等に修学する者で、卒業後、直ちに市内の私立保育園等で勤務する意思のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付を受けていない者	①保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成施設に在学していること ②養成施設を卒業後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思があること ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。
免除制度		※現行の貸付制度に加え、若者の定住促進及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、返還免除制度を追加。 ①通常枠・貸与を受けた期間に相当する期間市内に居住後、返還未済額の1/2の返還を免除 ②看護師、保育士、介護福祉士枠・・・貸与を受けた期間に相当する期間、市内に居住後返還未済額的全額を免除	保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、5年間保育士等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除	看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、そのあと直ちに指定医療機関において、貸与を受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除

※育英資金貸付制度と保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸付制度との併用は不可。

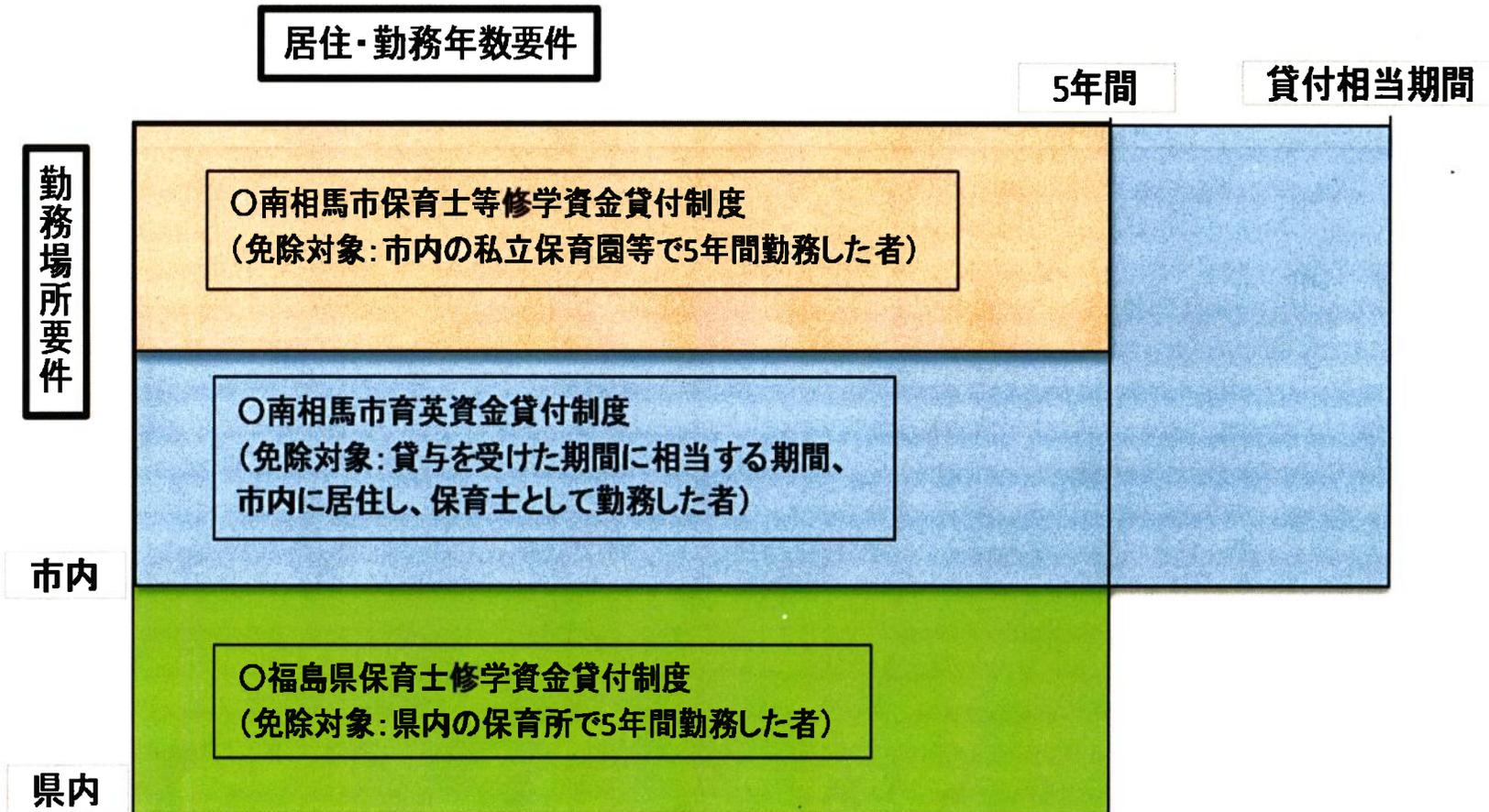
学生支援の状況(イメージ)

- 既存の貸与型奨学金は、評定基準が3.5以上、所得基準は概ね700万円以下が対象となる。
- 大学一時金融資産金利子補給金は、評定基準はなく、所得基準は概ね750万円以下が対象となる。



各免除制度のイメージ(保育士)

【保育士等修学資金の免除制度のイメージ図】



各免除制度のイメージ(看護師)

【看護師等修学資金の免除制度イメージ図】

